

令和6年度第1回市川市介護保険地域運営委員会 会議録

1. 開催日時

令和6年8月6日（火）午後2時～午後3時45分

2. 開催場所

市川市役所第1庁舎5階 第2委員会室

3. 出席者

【委員】

伊藤委員（委員長）、大野委員（副委員長）、淡路委員、大谷委員、大塚委員、
中島委員、西川委員、平山委員、村端委員、渡邊委員

（欠席者0名）

【市川市】

鷺沼部長、尾瀬介護保険課長、奥野地域包括支援課長 ほか

4. 傍聴者

0名

5. 議事

- (1) 正副委員長の選任について
- (2) 市川市介護保険地域運営委員会について
- (3) 地域包括支援センターの事業報告について（報告）
- (4) 「市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例」の一部改正（案）について（報告）
- (5) 地域包括支援センターの運営評価報告について（報告）
- (6) 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について（報告）
- (7) 介護給付適正化事業について（報告）
- (8) 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について（報告）

6. 配付資料

- ・ 会議次第
- ・ 資料1 第7期 市川市介護保険地域運営委員会 委員名簿
- ・ 資料2 市川市介護保険地域運営委員会について
- ・ 資料3-1 市川市高齢者サポートセンターの案内
- ・ 資料3-2 令和5年度地域包括支援センターの事業報告について（高齢者サポートセンター）

- ・資料4-1 市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正(案)について(報告)
- ・資料4-2 (新旧対照表)市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正(案)について
- ・資料5-1 令和5年度分地域包括支援センター運営評価の結果
- ・資料5-2 地域包括支援センターの評価指標
- ・資料5-3 令和5年度地域包括支援センター運営評価結果一覧
- ・資料6 介護予防支援事業等の委託事業者の追加について
- ・資料7 令和5年度介護給付適正化事業について(報告)
- ・資料8 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

7. 議事録

(14時00分開会)

発言者	発言内容
伊藤委員長 介護保険課長 伊藤委員長	<p>(会議に先立ち、福祉部長より各委員へ委嘱辞令の交付を行った)</p> <p style="text-align: center;">議題(1) 正副委員長の選任について</p> <p>委員長に伊藤委員長、副委員長に大野委員が選任された。</p> <p style="text-align: center;">議題(2) 市川市介護保険地域運営委員会について</p> <p>議題(2)「市川市介護保険地域運営委員会について」、事務局より説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(資料2に基づき説明)</p> <p>ただいま、事務局より説明がありました。このことについて、何かご質問やご意見がありましたら、お願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

議題（３）地域包括支援センターの事業報告について（報告）

伊藤委員長

議題（３）「地域包括支援センターの事業報告について（報告）」、事務局より説明をお願いします。

地域包括支援
課長

（資料３－１、３－２に基づき説明）

伊藤委員長

ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様からご意見やご質問などはございますでしょうか。

（異議なし）

議題（４）「市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例」の一部改正（案）について（報告）

伊藤委員長

議題（４）「市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例」の一部改正（案）について（報告）」について、事務局より説明をお願いします。

地域包括支援
課長

（資料４－１、４－２に基づき説明）

伊藤委員長

ただいま、事務局より説明がありました。
それでは委員の皆様からご質問やご意見等ございますでしょうか。

大野委員

今の議題を踏まえた上で、議題３「地域包括支援センターの事業報告について」も質問です。

今の段階で、15か所ある地域包括支援センターにおける職員の過不足について、数字的なものはどこかに記載があるのでしょうか。

不足があるのかを教えてください。

地域包括支援
課長

お手元の資料の中には過不足の状況、配置人数に関する状況は示しておりません。

	<p>現在の職員の配置状況について、欠員が生じているセンターは4ヶ所ございます。信篤・二俣地区、行徳地区、南行徳第一地区、南行徳第二地区、こちら4地区のセンターにおきまして、それぞれ1名の欠員が生じているところでございます。</p>
大野委員	<p>ありがとうございます。</p>
伊藤委員長	<p>介護保険の発足当初から、かなりハードルが高い3職種の配置をクリアできるところが、なかなかなかったことが印象に残っています。</p> <p>これは介護保険制度でもあるので、各地域のオリジナリティとして、条例に補足することは認められているのでしょうか。</p>
地域包括支援課長	<p>ご指摘いただきました地域の柔軟性という部分では、先ほど触れさせていただきました3職種以外の加配の職員。こちらの配置基準を市川市独自の考えでもって、高齢者人口6,000人にプラスして、2,000人ごとに加配職員1名を充てています。職種については、それぞれ3職種の資格に準ずる者として、条件を緩和しております。</p> <p>このような点で、市川市独自の基準を設けているところでございます。</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>おそらくこれから介護環境というのは、人員不足の問題が著明に出てくると思うので、これを睨んで検討を続けていただきたいなと思いますので、どうかよろしく願いいたします。</p>
大塚委員	<p>今、大学の方で社会福祉士の養成をしておりますして、学生の就職活動にあたって、地域包括支援センターは学生からも非常に人気のある職種です。</p> <p>23区では、地域包括支援センターから様々な求人等をいただいているのですが、市川市において、社会福祉士の採用活動はどういう形で行われているのか伺いたいと思います。</p>
地域包括支援課長	<p>市川市の場合、現在、市内15ヶ所の地域包括支援センターすべて委託をしております。そのため、各法人で求人をかけているところでございませ</p>

大谷委員	<p>て、一般的なハローワークへの求人、県社協を通じての求人登録等の方法をとっていると伺っております。</p> <p>資料4-1の改正内容「(2) 複数圏域で合算」について、ただ人数を考慮して圏域を合算するとなった際に、飛び地みたいになるおそれがあり、地区が隣接する等の地理的な条件を設定しないと、採用された方がすごく大変な思いをされるんじゃないかなど、聞いていて疑問がありました。</p> <p>資料を見ると、委員会が承諾すれば、複数圏域の合算ができてしまうと読み取れてしまい、そのような実情を汲める自信がないため、事前にこういうところを勘案していただけると、ありがたいです。</p>
地域包括支援課長	<p>複数圏域を合算しての人員配置というところでございますが、こちら国が示したとおりの内容ではございます。</p> <p>もし、これを市川市で適用した場合の懸念としましては、ご指摘いただいた地区の条件に加えて、市川市は15ヶ所の地域包括支援センターを7ヶ所の法人に分けて委託しており、法人を跨っての人員配置というのは、実務上あまり現実的ではないと考えております。</p> <p>実際に想定しているのは、隣接する地区で同一法人へ受託する担当地区というところで、柔軟な人員配置が必要な場合に、この条項を適用することを想定しております。</p>
大谷委員	<p>我々に上がってくる段階で、そこはクリアしてると思っているんですね。ありがとうございます。</p>
渡邊委員	<p>今7つの法人に分かれて委託されているということを知ると、各地区が7つの法人で、それぞれ系統化されていくような危惧が想像される。</p> <p>現実に15のセンターがあって、これから先、地域の包括というところで、3つか4つぐらいの市川市が大センター、中センター、小センターという形で分かれていくとも想像しています。</p> <p>何かしらの方向性を教えていただければ、ありがたいです。</p>
地域包括支援課長	<p>まず、前提になるのが、地域の方々の活動になります。そのため、逆に委託する地域包括支援センター側が、地域で活動されてる皆様の状況を踏まえて、適切な支援を行っていくというところでございますので、それによ</p>

<p>渡邊委員</p>	<p>って法人の色を出していくというよりは、むしろその地域に合った形での専門職としての働きかけをしていく、というようなところでございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>社会福祉協議会で4人のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の方々が、それぞれ各地区を回ってらっしゃるというところで、4地区体制に向かっていくのではないかというような思いもあるので、そういう4地区の中で、大中小なりの柱が決まってくるのではないかというような想像があるところです。</p> <p>ただ、それにこだわらず進めていっていただけるような印象もありますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>平山委員</p>	<p>人員不足の行徳などの地域4か所について、人が足りない中で頑張っているんですけども、余りにも駅から遠い、バス停もない、20分～25分歩いていくような非常に不便なところにあります。もうちょっと駅から近いところとかにはならないものではないでしょうか。</p>
<p>地域包括支援課長</p>	<p>各センターの配置する場所につきましては、その担当圏域内に配置するように求めているところでございます。</p> <p>従いまして、地区によっては、駅に近いところ、交通の便が良いところに窓口がある一方で、担当圏域の位置や、窓口を構えることができる物件が限られている等の事情により、一概に交通アクセスが良いところで運営することは難しいと思っております。</p> <p>逆に申し上げますと、相談者よりご連絡いただきましたら、ご自宅を訪問して、お困り事を伺う等の提案もできるところでございますので、ご相談される方の状況に合わせて、来所だけではなく、電話や訪問といった方法で対応を行っております。</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他にご意見ございますか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p>

議題（５）地域包括支援センターの運営評価報告について（報告）

伊藤委員長

議題（５）「地域包括支援センターの運営評価報告について（報告）」について、事務局より説明をお願いします。

地域包括支援
課長

（資料５－１、５－２、５－３に基づき説明）

伊藤委員長

ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様からご意見やご質問などはございますでしょうか。

大野委員

人員が足りない４センターの自己評価のところ、人員が不足しているところだったり課題のところも、予防プランをお待たせすることがあると記載がありました。

今現在、介護予防プランを受けてもらえない待機者がどれぐらいいるか、把握されてますでしょうか。

地域包括支援
課長

センターによりばらつきあるところがございますが、大体平均すると、月６名程度で多いところでは１０人程度、お待たせするというようなところでございます。

大野委員

ありがとうございます。

市川市の介護支援専門協議会の幹事会で、これが話題に出ました。川向うの方だと１０名ほどの待機者がいるということでしたけれども、こちら側でも１５名の順番待ちです、受けられないといったお話がありました。

市民の皆様にお待たせすることなく、そして私たち介護支援専門員等も速やかに動いていかないといけないかなと思っており、これだけの包括の業務をこなしながら、人員が少ないとなると、大変かなと思いますので、そこは他人事ではなく市の職員も協力いただけるといいのかなと思って読まさせていただきます。

<p>地域包括支援 課長</p>	<p>センターの職員の負担軽減はやはり課題とっておりますし、やはり負担軽減をしないことにはなかなか自前のところでプランを作成できないと 思っております。人員確保について、我々としても何かしらの形で一緒に 考えることができないか、各法人と意見交換をしているところでございま すので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>大野委員</p>	<p>最初に伊藤委員長から出ました介護支援専門員の不足について、やはり 都内に隣接しているというところもあり、総武線で言えばすぐ、江戸川 区、先ほど足りない4センターも東西線を使うとすぐ都内に行けて、人材 が流出してるといっているところもあるかなと思っております。</p> <p>そのため、介護支援専門員の賃金の値上げというところも課題になるか なと思っているのと、介護支援専門員が足りないということは、包括支援 センターの主任介護支援専門員や加配職員の介護支援専門員も集まらない と思っておりますので、そのようなところも考えていただけると助かります。</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>かなり喫緊の課題であると私も思っています。やはり、各市町村ごと に、この対策はしてるところですが、市川市では、それが見えてこないと 私も感じています。おそらく今のケアマネの流出の実情を考えると、やっ ぱり市川市になんとかしていただかないといけないのかなと思ってい るところです。</p> <p>その時は無理かもしれないけど、想定しないとこれもまずいかなと思っ ているところなので、ぜひご検討をよろしくお願いします。</p>
<p>介護保険課 大賀主幹</p>	<p>介護保険課でございます。</p> <p>ご指摘のありました介護支援専門員の報酬、或いは賃金ですが、国全体の 制度ですので、まずは介護報酬と法人との労使の関係性というところに、 回答が求められていくべきところなのかなと思っております。</p> <p>また、介護支援専門員が不足している状況については、市で調査など がついていない状況ですので、今後次の計画などを立てる際に調査が必要 かどうかも含めて検討させていただきますが、まずは国の介護報酬、そし て法人内で賃金体系についても、話し合うべきところがあるのかなと思っ ております。</p> <p>その上で、こちらの方で必要と判断した場合には、手だてをとということ になるとは思いますが、今後も注視して参りたいと思っております。</p>

<p>大谷委員</p>	<p>市町村から県、国で吸い上げて全国的にどうなっているかっていう調査の側面と、この市町村の中で、結果にどう結びつけていくかという、大きく分けて2つの役割がある調査ととらえました。</p> <p>他市町村の調査も見たところ、ただのアンケートだと思って割り切ってる市町村では「できてます」、「できてません」の2択の調査に対して、細かく評価をして、PDCAをまわしているところもありました。市川市では、自由記載の欄が非常に充実しているところを見ると、後者であると感じた一方で、もう1歩踏み込んで欲しいと思いました。</p> <p>まず、各事業所の評価結果において、平均値のグラフと併記されていますが、切捨て、四捨五入の関係か、平均値が全て「1」となってしまう、平均値を併記していることの意味がみられないと感じました。</p> <p>併せて、きちんと政策に結び付けたいのであれば、分野別だけではなく、前年度の評価結果も併記し、時系列で見比べられたほうが良いと思いました。</p> <p>また、評価方法としましても、「0」「1」「2」の3段階評価で行っていますが、客観評価としてわかりづらい上に、レンジが狭すぎて差がわかりづらいと感じたため、この部分は、もう少し改善をしてもいいかと思いました。</p>
<p>地域包括支援課長</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>ご意見を踏まえまして、次年度以降にどのような形で反映できるかを検討して参りたいと存じます。</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>他にご意見ございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p> <p style="text-align: center;">議題(6) 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について</p> <p style="text-align: center;">(報告)</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>議題(6)「介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について(報告)」について、事務局より説明をお願いします。</p>

地域包括支援 課長	(資料6について説明)
伊藤委員長	<p>ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様からご意見やご質問などはございますでしょうか。</p> <p>特に問題なく、現にサービス提供が行われているものですので、よほどの問題がなければよろしいかと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>
議題(7) 介護給付適正化事業について(報告)	
伊藤委員長	<p>それでは議題(7)「介護給付適正化事業について(報告)」について、事務局より説明をお願いします。</p>
介護保険課長	(資料7について説明)
伊藤委員長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。このことについて、何かご質問やご意見がありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
議題(8) 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について(報告)	
伊藤委員長	<p>それでは議題(8)「地域密着型サービス事業者の指定更新について(報告)」について、事務局より説明をお願いします。</p>
介護保険課長	<p>(資料8について説明)</p> <p>(非公開のため省略)</p>

伊藤委員長	<p>議題はすべて終了いたしました。全体を通じて、ご意見等ございますでしょうか。</p>
地域包括支援課長	<p>議題4におきまして、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の人員の配置基準に関する説明の中で一部補足させていただければと存じます。</p> <p>内容につきましては、加配職員の考え方でございます。</p> <p>6000人に関して3職種、かつ、2000人ごとに加配職員を配置するという説明の中で、加配職員の要件につきましては、3職種の資格に準じるものと説明させていただいたところでございますが、それに加えて、介護福祉士、介護支援専門員、看護師といった職種の方、あるいは、福祉施設等に2年以上といった一定期間の従事期間を要件としまして、医師、薬剤師、あるいは、リハビリ専門職も加配職員として配置いただくことができます。その点を補足させていただきます。</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございました。他にご意見ございますか。</p>
大野委員	<p>加配職員の件で、福祉施設等に2年以上勤務している方、介護福祉士、看護師などということですが、やはり介護支援専門員と一緒に仕事をしたいと思いますので、ぜひこの仕事をされた時には、時期が来たら、介護支援専門員の資格を取っていただきたいのと、地域包括支援センターの中でも、介護保険がどのようなものかを理解したうえで仕事をしていただかないと、一緒に仕事をしたときに、ずれが生じやりにくいといえますか、ご利用者様のためにならないと思いますので、ご指導のほどよろしくお願いしたいと思います。</p>
伊藤委員長	<p>私から1点よろしいでしょうか。先日、医師会を通じて、市から主治医の意見書の記載案内があり、届いてから10日以内にか書いて提出しなければならないということなのですが、私は介護保険制度が始まった当初から問題かなと思っております。主治医意見書は、病気がない人でも書かなければいけません。</p> <p>窓口での申請の際に、申請書に主治医の氏名の記載があるので、主治医のところには必ず顔出してくださいねという一言を言っただけかというのかなと思うのですが、厚労省の最初の説明では、そのような対応をします</p>

	<p>と受診という形になってしまい、受診料が発生してしまうので、好ましくないという返答があったように思います。私の経験ですと、4、5年診察をしていない人から意見書が送られてきた際に、こちらから連絡をして来てもらうといった作業に時間がかかり負担にもなりますので、窓口でご対応いただけるのかどうか、制度上問題があるのか、問題がなければ窓口で案内していただけないのかなと思っています。おそらく、他の先生方も主治医意見書の記載に時間を要する要因の1つであるのかなと思っています。ご協力いただけますと助かります。</p>
<p>地域包括支援課長</p>	<p>ありがとうございます。相談窓口におきましては、申請の際に主治医の氏名を記入いただきますので、その際に必ず主治医に介護申請をしたので主治医の意見書を願いますというお声掛けをするようご案内してるところではございます。</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>ありがとうございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>大賀主幹</p>	<p>本員会をもちまして、伊藤委員長が委員をご退任されることとなりました。</p> <p>伊藤委員長におかれましては、平成18年度この会の発足当時より長きにわたり本委員会にご尽力いただきまして誠にありがとうございました。伊藤委員長より最後にご挨拶を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>長きにわたりありがとうございました。主治医の意見書ですが、意見書を書く医者に背番号が振られておりまして、私が1番の背番号で、今日の介護保険制度が始まる前から認定審査会のモデルをやらせていただきました。当時、20例をこなすのに5時間近く時間を要する状況で、これは大変なことが始まるなと思ったことが記憶されてます。</p> <p>今は大体1時間程で終わってるようですが、ご時世柄ケースが増えてしまったということで非常に認定審査員の方にはご負担がかかっていると伺いました。</p> <p>今日皆さん、活発なご意見いただき、非常に頼もしく感じさせていただきました。</p> <p>やはり、介護保険制度、介護環境がますます厳しくなり、マンパワーの不足も含めて対応が求められていくということになってきていると思いま</p>

<p>大賀主幹</p> <p>終了</p>	<p>す。</p> <p>市川市介護保険地域運営委員会も重要な役割を担って参りますので、引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、令和6年度第1回市川市介護保険地域運営委員会を終了いたします。</p> <p>(事務局より事務連絡等)</p>
-----------------------	--

(15時45分閉会)

市川市介護保険地域運営委員会
委員長 伊藤 勝仁